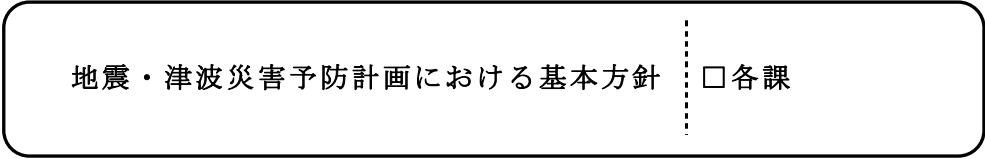


第2節 地震・津波災害予防計画における基本方針



【基本方針】

市は、一般災害対策：第Ⅱ編各章に定めるもののほか、特に本章に定める事項に留意して地震・津波災害予防のための事業を推進する。

地震・津波対策の効果を発揮するためには、長期的な防災対策の目標(防災ビジョン)に基づき、地震・津波に強い市にするための事業を推進していく必要がある。具体的には、地域の防災構造化、建築物や各種ライフライン施設の耐震化・安全化を進めるとともに、機関毎に地震・津波発生時の初動体制を整備し、被災施設等の早期復旧や被害の拡大防止を実施できるようにしておくことが重要である。

なお、県の地震防災アセスメント結果による本市で想定されている被害状況は以下のとおりであるが、想定震度は小倉東断層・基盤地震動一定ともに「震度6弱」となっている。

《福岡県地震防災アセスメントによる行橋市の想定被害総括表》

| 想定被害 | | 想定震源 | | | |
|-------------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | | 小倉東断層北東下部 | | 基盤地震動一定 | |
| | | 被害数 | 被害率 | 被害数 | 被害率 |
| 崩壊危険度の高い斜面数(被災棟数) | | 1 ヶ所 | — % | 2 ヶ所 | — % |
| 建物被害(木造) | 全壊 | 211 棟 | 0.70 % | 504 棟 | 1.80 % |
| | 半壊 | 460 棟 | 1.60 % | 848 棟 | 3.00 % |
| 建物被害(非木造) | 大破 | 13 棟 | 0.20 % | 31 棟 | 0.40 % |
| | 中破 | 32 棟 | 0.40 % | 54 棟 | 0.70 % |
| 建物火災 | 炎上出火件数 | 1 ヶ所 | — % | 2 ヶ所 | — % |
| | 消火件数 | 1 ヶ所 | — % | 1 ヶ所 | — % |
| | 焼失棟数 | 0 棟 | — % | 1 棟 | — % |
| 人的被害 | 死者 | 14 人 | — % | 31 人 | — % |
| | 負傷者 | 514 人 | — % | 867 人 | — % |
| | 要救出者 | 75 人 | — % | 178 人 | — % |
| | 要後方医療搬送者 | 51 人 | — % | 87 人 | — % |
| | 避難者 | 439 人 | — % | 1,050 人 | — % |
| | 食糧供給対象人口 | 29,888 人 | — % | 35,988 人 | — % |
| | 給水対象世帯 | 12,142 世帯 | — % | 14,620 世帯 | — % |
| | 生活物資供給対象人口 | 439 人 | — % | 1,050 人 | — % |
| ライフライン | 上水道 | 98 ヶ所 | 0.27 ヶ所/km | 118 ヶ所 | 0.33 ヶ所/km |
| | 下水道 | 0 ヶ所 | 0.00 ヶ所/km | 0 ヶ所 | 0.00 ヶ所/km |
| | 電力(電柱) | 2 本 | 0.02 % | 3 本 | 0.03 % |
| | 電話(電話柱) | 2 本 | 0.03 % | 2 本 | 0.03 % |

【計画目標】

1. 人命損失防止対策の重点的推進

地震災害時には、地震動だけでなく、津波や様々な要因による人命損失危険の発生が予想される。このような人命損失を除去・軽減するには日頃からの早期避難等の予防対策が重要であるが、特に地震動に伴う老朽家屋被害や津波浸水などによる人的被害防止対策の強化を図る。

2. 重度の生活障害防止対策の推進

激甚な地震災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

| 《地震による人命危険及び重度の生活障害の例》 | |
|------------------------|--|
| 危険等 | 内 容 |
| 人命危険 | a. 倒壊家屋の下敷き・生き埋めによる人命危険 b. 転倒・落下家具による人命危険 c. ブロック塀等の倒壊による人命危険 d. 地震時火災による焼死危険 e. 地震時土砂災害による(生き埋め)人命危険 f. 高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命危険 g. 重症患者・重い持病のある人のライフラインの損壊や適切な診療機会の喪失に伴う人命危険 |
| 重度の生活障害 (生活の長期制約) | a. 重傷に伴う生活障害 b. 長期の避難所生活 c. 長期の応急仮設住宅生活 d. 長期にわたる生活再建の困難 e. ライフライン(水・電力・ガス・道路)の長期機能停止・低下に伴う寝食住及び交通(通勤・通学・営業等)の長期制約 f. その他の生活上の重度な制約(例：葬儀、医療、教育、ごみ・し尿処理などの重度な制約) |

3. 防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るため、県や本市が実施した防災アセスメント等の結果をもとに災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。

- 1) 県や本市が実施した防災アセスメントや国の中央防災会議による様々な地震被害想定結果並びに活断層調査結果等を参考に、より精度の高い災害に関する情報の収集・整理に努め、住民や行政が利用できる災害危険情報を整備する。
- 2) 災害の危険性の高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して安全な土地利用を指導・誘導する。また、将来の都市計画等においても、地震や津波に強い都市構造の形成に努めるものとする。
- 3) 海洋型地震に伴う津波浸水災害を抑制するため、市は沿岸低地部や津波浸水が予想される地区に対し、新規土地開発や土地の利用に際しては、その危険性の周知・徹底を図りつつ、家屋や建築物の高層化や耐浪化さらに基礎の嵩上げ等の対策を助言して

いくとともに、津波来襲時の緊急避難施設の追加指定などについて、地域や事業所と連携して取り組んでいく。

4. 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災においては、市役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災初動活動に大きな支障をきたしたこと、さらに東日本大震災では防災上重要な施設が津波や津波浸水によりその機能を長期にわたって停止し、応急対策機能が著しく低下したことなどが災害教訓として得られている。これらを考慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。この場合、防災アセスメント結果等を参考に、市の危険度、防災基幹施設の重要度等を考慮し防災対策を推進する。

5. 防災力の向上

大規模災害時には防災関係機関の「公助」だけでは対応できないことから、防災関係機関における防災力の向上のほか、住民、自主防災組織、事業所等による「自助」並びに「共助」と連携した総合的な防災力の向上を推進する。

6. 効果的な応急対策のための事前対策の推進

地震災害時に効果的に応急対策活動を実施するため、平常時から必要な事前対策を推進する。特に、南海トラフによる巨大地震等に伴う津波被害に対しては、地震発生直後における津波情報（予警報・到達予測内容等）の迅速な伝達等、情報連絡体制を強化するなどして、市沿岸域での被害を抑制するとともに平常時から国・県や空港・港湾施設管理者さらに沿岸部の隣接市町担当部署等と密接な連携体制を構築することで一層迅速な避難行動や応急対策が行えるよう努める。

なお、最新の県地震に関する防災アセスメント調査によると、先の「想定被害総括表」に示したように小倉東断層（北東下部）による内陸型地震を想定した場合において、想定震度が「6 弱」と最も大きく、本市では人的被害が死者 14 人、家屋被害は全半壊合わせて 670 棟以上となる想定結果となっている。ただし、本報告では市町村単位で被害予測を行っているため、市内のどの校区または地区で被害が出やすいか等については未検討であり、市の防災アセスメント結果を踏まえつつ考えると、泉・今川地区の境界付近、椿市地区の北東付近において生じる被害が比較的大きいものと考えられる。